

令和5年6月1日

各 位

建築確認検査業務等の手数料の改定について

平素は、岡山県建築住宅センター（株）をご利用いただき誠にありがとうございます。

弊社は業界でも低料金での皆様へのサービスに懸命に努めて参りました。

今後もその方針は変わりませんが、長年据え置いてきた建築確認検査業務等の手数料について、顧客の利便性向上に向けた電子申請導入、令和4年建築物省エネルギー法・建築基準法等改正に伴う業務量増加、諸物価高騰等の支出増への対応を図るため、誠に不本意ではございますが、本年7月1日受付分より、別紙のとおり、改定をさせていただくことと致します。

当社におきましては、今後さらに迅速かつ丁寧をモットーとしたサービスを提供していく所存でございますので、何卒ご理解を賜り、引き続きご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

記

対象業務：確認申請・中間検査・完了検査

適合証明（フラット35）、住宅性能評価、長期優良住宅確認審査、性能向上計画認定、BELS評価、低炭素建築物技術的審査
租税特別措置法等に係る住宅性能証明
建築基準法適合状況調査

改定日：令和5年7月1日以降申請引き受け分より適用

令和5年6月30日までに当社にて事前相談受付を交わした物件で、令和5年7月31日までに申請引受をした物件に関しては、旧手数料を適用いたします。

以上